

最先端研究開発支援プログラムにおける 研究支援担当機関の公募及び選定の方針

平成 21 年 9 月 4 日
総合科学技術会議
最先端研究開発支援会議

I. 公募の目的

本公募は、中心研究者を支援するために研究本体及び研究管理を行う適切な支援を行う機関（以下「研究支援担当機関」という。）を選定するために実施するものであり、応募機関は研究本体及び研究管理を行うための適切な支援（以下「研究開発支援」という。）について、従来からの体制を再考し、研究者最優先の新たな研究開発支援体制を提示することによって研究開発システム改革を推進することを目指す。

II. 公募及び選定の体制について

最先端研究開発支援プログラム（以下「プログラム」という。）において、既に選定された個々の中心研究者及び研究課題に対して、研究支援担当機関を公募する。応募機関の中から、中心研究者が研究支援担当機関を指名し、総合科学技術会議がこれをとりまとめる。

III. 選定の方法について

中心研究者が、応募資料の審査等を通じた研究支援担当機関候補の選定（フェイズ1）及び、これにより選定された研究支援担当機関候補が追加提出する研究計画案の審査等を通じた研究支援担当機関の指名（フェイズ2）の2次にわたる選定を行う。その後、最先端研究開発支援ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）が研究開発全体の予算規模の適切性を確認する。

1. 説明会の実施

本公募開始後、速やかに内閣府科学技術政策担当部局が事務局となり、中心研究者も適宜参加した形で、本公募に関する説明会を実施する。なお、説明会の実施に併せ、ワーキングチームより各研究課題に対する経費の概算が公表される。

2. フェイズ1：研究支援担当機関候補の選定

応募機関は、別途定められる期日までに、研究開発支援を行いたいと考える中心研究者及び研究課題に対する研究開発支援の構想及びその他必要書類を内閣府科学技術政策担当部局まで提出する。

ここで、1研究課題あたり4機関以上の応募があった場合には、中心研究者が、内閣府科学技術政策担当部局の支援を受けつつ、応募資料の審査及び必要に応じた応募機関からのヒアリングにより、各研究課題に対して2～3機関の研究支援担当機関候補を選定する。

1研究課題あたり3機関以下の応募であった場合には、内閣府科学技術政策担当部局が応募資格等の確認を行い、全てを満たす機関を研究支援担当機関候補とする。なお、選定の準備・補助については、応募機関との連絡等を行いつつ、内閣府科学技術政策担当部局において行う。

3. フェイズ2：研究支援担当機関の指名

研究支援担当機関候補は、別途定められる期日までに、参画する機関等の研究体制や研究開発に必要な大型機器の調達計画等中心研究者の求める要件を満たした、目標とする研究成果、予算総額、予算の年次計画等を含む詳細な研究計画案を作成し、内閣府科学技術政策担当部局を経由して中心研究者にこれを提出する。

中心研究者は、内閣府科学技術政策担当部局の指名する専門家の支援を受けつつ、研究計画案の審査及び必要に応じた研究支援担当機関候補からのヒアリングにより、研究支援担当機関に指名する。なお、指名の準備・補助については、研究支援担当機関候補との連絡等を行いつつ、内閣府科学技術政策担当部局において行う。

4. ワーキングチームによる予算規模の適切性の確認

研究支援担当機関は中心研究者と協力し、最終的な研究計画を作成し、内閣府科学技術政策担当部局を経由してワーキングチームに提出する。

その後、ワーキングチームは、研究の規模に対する研究計画の適切性を確認し、必要に応じ修正を指示する。最終的に確認された研究計画に基づく助成額が独立行政法人日本学術振興会より助成される。なお、確認の準備・補助については、研究支援担当機関との連絡等を行いつつ、内閣府科学技術政策担当部局において行う。

IV. 公募について

1. 応募資格

民間企業、大学法人、独立行政法人、技術研究組合等の研究開発ないし研究開発支援を行う能力を有する日本国内の機関であって、以下の要件をすべて満たす機関。

複数の機関が合同で応募する場合は、一の責任機関が他の機関（以下「共同事業機関」という）を代表して応募しなければならない。なお、この場合は共同事業機関も以下の応募資格を満たすことが必要となる。

(1) 健全な財務基盤を有すること

応募機関がプログラムに基づく研究開発ないし研究開発支援を円滑に実施するために必要な財務基盤を有すること。なお、プログラムに応募するためには新規に設立される機関等の場合は、資金の管理体制等が十分であることをもって、これに代えることができる。

(2) 研究開発ないし研究開発支援の実績を有すること

応募機関において過去に、応募する研究課題と同じ分野での研究開発を自ら行った実績を有するか、研究開発を支援した実績を有すること。なお、プログラムに応募するためには新規に設立される機関等の場合は、その研究開発支援体制がプログラムに基づく研究開発ないし研究開発支援を行うに十分であることをもって、これに代えることができる。

2. 研究開発支援体制の構築の必要性

上記の応募資格に加え、応募機関は、以下のような研究開発支援体制を構築し、研究開発システム改革を推進することが必要である。また、構築した研究開発支援体制は、プログラム期間中を通じこれを維持するだけでなく、中心研究者の求めに応じ、発展・進化させることが必要である。

(1) 研究開発成果を社会に還元し、研究者を最優先に支援する体制

権利化、標準化等の手段により研究開発で得られた成果の知的財産を活用する等、国民に成果を還元できるプログラムのための体制を構築すること。

加えて、中心研究者が研究開発に専念できるよう、中心研究者のパートナーとなり、研究課題への支援業務を統括することが可能な人物（以下「研究支援統括者」という）が統括する研究開発のマネジメントを行うプログラムのための研究開発支援体制を構築すること。

複数の機関で研究開発を実施する場合には、研究開発全体について、このような体制を構築すること。

(2) 柔軟な経費執行等が可能な体制

「先端研究助成基金の運用に係る方針」（平成21年9月4日 最先端研究開発支援会議決定）に示された経費の柔軟な執行等を応募機関の内部規則や運用方針等で妨げないよう、他の法令等で禁止されていない限り、別表に示す事項を満たすことが可能な体制を構築すること。

3. 研究開発支援の実施期間

プログラムに係る研究開発支援の実施期間は、総合科学技術会議が中心研究者・研究課題ごとに決定した期間とする。

4. 対象経費

助成金は研究開発事業経費（経費A）、研究開発支援システム改革経費（経費B）、研究環境改善等経費（経費C）の3つから構成することとし、経費A、B、Cの性格は以下のとおりとする。

- ・ 経費A：研究開発の実施に必要な経費（研究費、研究者人件費、研究機器購入費等）
- ・ 経費B：研究開発支援に必要な経費（研究支援者人件費、知的財産等のスタッフ人件費等）
- ・ 経費C：研究環境等の整備に必要な経費（経費A、経費Bに属さないもの）

なお、助成対象経費等の詳細については、「先端研究助成基金の運用に係る方針」に従うものとする。

5. 経費の上限

交付額については、審査の過程で調整するが、以下の考え方に基づき応募資料を作成すること。

(1) 研究開発事業経費について

ワーキングチームより公表される概算に示された金額を上限とする。

(2) 研究開発支援システム改革経費について

研究開発事業経費の20%の額を上限として、応募機関が必要な金額を積み上げて算定する。なお、本経費については審査の過程でその使途を確認する。

(3) 研究環境改善等経費について

研究開発事業経費の10%の額として、金額の積み上げによる算定を行わない。また、使途を当該研究開発の支援に限定せず、研究支援担当機関選定の判断には用いないが、審査の過程でその大まかな使途を確認する。

6. 応募書類

応募書類については、

- ・ 研究開発支援に関する構想を所定の様式に簡潔に記入した資料
- ・ 財務諸表等、応募資格にある要件を満たすことを示す資料
- ・ 詳細な研究計画案に関する資料（研究支援担当機関候補に選定された場合）とする。

7. 公募期間

プログラムの迅速な執行の必要性に鑑み、公募の期間は3週間程度とする。なお、研究支援担当機関候補となった応募機関は、別途定められる期日までに詳細な研究計画案を作成し内閣府科学技術政策担当部局を通じて中心研究者に提出するものとする。

V. 想定される選定の視点について

中心研究者は、以下のような視点から選定を行うことが考えられる。

1. フェイズ1：研究支援担当機関候補選定の視点

(1) 応募資格を満たしているかの判断

- ・ 上記「IV-1. (1)、(2)」の応募資格を満たしているか。

(2) 研究開発支援体制の構築がされるかの判断

- ・ 上記「IV-2. (1)、(2)」を踏まえた適切な体制が構築されるか。

(3) 研究開発の実施の合理性

- ・ 研究開発を実施するために必要な機材等の調達が円滑に行われる見通しとなっているか。
- ・ 研究開発を行うために必要な場所や設備は確保できる見通しとなっているか。

(4) 研究開発支援の合理性

- ・ 中心研究者からの要請に迅速・的確に対応できる体制となっているか。
- ・ 研究開発が効果的かつ効率的に実施できる内部統制・研究管理体制となっているか。
- ・ 事務・経理・実験補助等の支援要員は質・量ともに適切に確保できる見通しとなっているか。
- ・ 支援要員の執務室等必要な場所・設備は確保できる見通しとなっているか。

2. フェイズ2：研究支援担当機関の指名及び研究計画の検討の視点

(1) 研究開発事業経費の適切性

- ・ 研究課題を実施するために必要な経費が見積もられているか。
- ・ 経費の見積もりが適切に行われているか。明らかに不適切な金額、項目等が無いか。

(2) 研究開発支援システム改革経費の適切性

- ・ 研究課題を実施するために必要な研究開発支援の経費が見積もられているか。
- ・ 経費の見積もりが適切に行われているか。明らかに不適切な金額、項目等が無いか。

VI. フォローアップについて

研究支援担当機関は、総合科学技術会議が毎年行う研究開発の進捗状況のフォローアップに対し必要な協力をを行い、要求された事項を改善する義務を負う。

柔軟な経費執行等が可能な体制について

1. 経費執行に関する事項

- 研究課題の実施期間中は、最終年度を除き、年度末・年度始を問わず経費の支出が可能であること。
- 研究課題の実施期間中は、最終年度を除き、発注と納入が年度をまたぐ物品の購入が可能であること。
- 研究課題の実施期間中は、最終年度を除き、物品と役務については複数年契約が可能であること。
- 設備・装置・機器等の調達に関して、他の研究資金で購入したもののプログラムへの転用や中古品の購入等柔軟な調達が可能であること。また、合理的な範囲内での修理・改造・拡張・移転に係る経費やその維持に係る経費の支出が可能であること。
- 設備・装置・機器等の調達、消耗品の購入、出張等に係る諸経費に関して、使途制限のない他の研究資金との合算支出が可能であること。
- 研究開発を行う場所の賃借料、光熱水費、他の業務と兼任する者的人件費等について、合理的な方法による経費の按分を認め、按分された経費については、研究開発事業経費による支出が可能であること。
- 中心研究者・共同提案者が開催する国際会議やレセプション等において、儀礼上等必要であると中心研究者・共同提案者が判断した場合には、その場にふさわしい飲食物の提供が可能であること。

2. 雇用に関する事項

- 給与、秘書、執務室、航空機での移動時の上位クラスの利用等の中心研究者及び共同提案者の待遇について、その職名等に基づく一律の待遇ではなく、社会通念上問題のない範囲でその責務にふさわしい待遇とすること。
- 研究者、学生、技術支援者、研究支援スタッフといった多様な人材が、社会通念上問題のない範囲で中心研究者が必要と考える待遇にて雇用することが可能であること。
- プログラムに基づく研究開発の推進に支障がなく、本研究開発に資すると中

心研究者が認める場合には、プログラムの研究開発事業経費により雇用された者であっても、他の研究業務等を行うことが可能であること。なお、支障がない範囲としては、全体業務量のうち20%を上限とする。